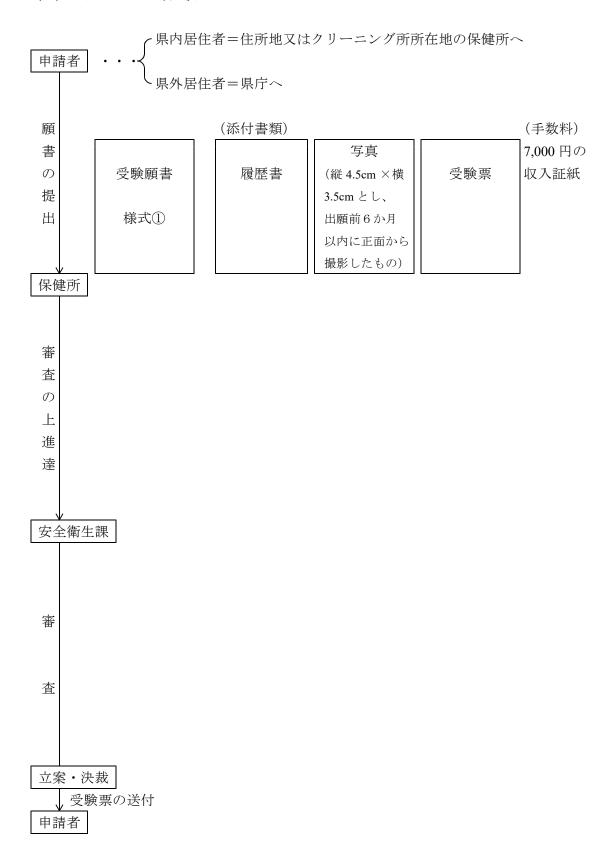
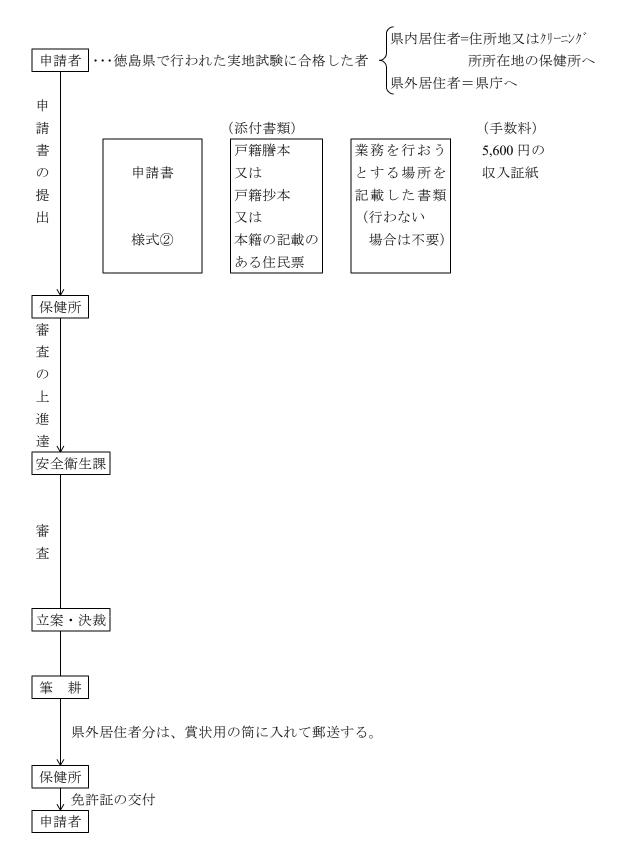
### 1 クリーニング師免許関係の手続き

### (1) クリーニング師試験

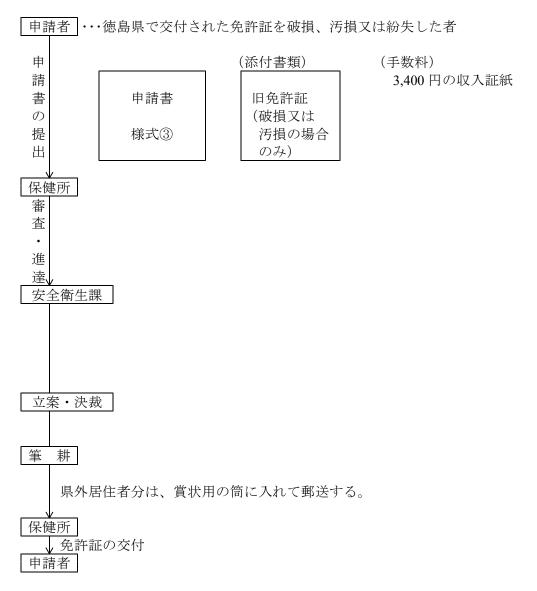


#### (2) 免許証

ア 免許の交付申請(クリーニング業法施行規則第4条)

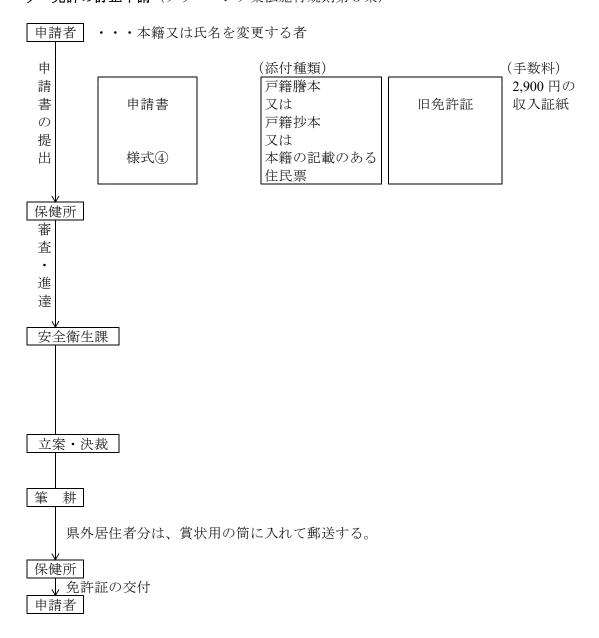


#### イ 免許の再交付申請(クリーニング業法施行規則第6条第1項)

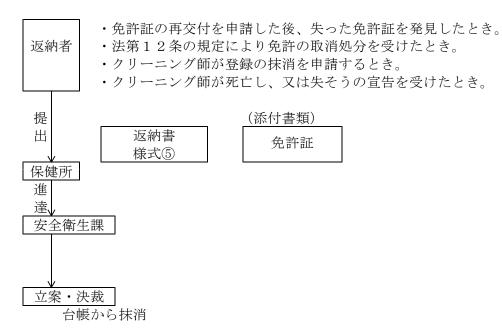


備考:旧免許証を紛失などし、なおかつ訂正する場合は、再交付と訂正を同時に申請する。 (手数料は、両方必要。)免許証は、訂正後のものを1枚交付する。

### ウ 免許の訂正申請 (クリーニング業法施行規則第8条)



**エ 免許の返納**(クリーニング業法施行規則第6条第2項、第9条、第10条第1項、第2項)



**2 クリーニング所関係の手続き** (クリーニング業法第3条、第5条及び第5条の2)

(1) 開設届 (クリーニング業法第5条)



届出書

0

提

出

届 出 書

様式⑥

クリーニンク・所 構造設備 検査申請書 様式⑦ (添付書類)

(検査手数料)

16,000 円の

収入証紙

- ①クリーニング師免許証の写し(取次は不要)
- ②クリーニング所の平面図及び設備の配置図
- ③営業者が他にクリーニング所を開設しているときは、その数、所在地、従事者数及びクリーニング師の氏名を記載した書面
- ④付近見取り図
- ⑤開設者が外国人であるときは、外国人登録法 (昭和27年法律第125号)に規定する外国人 登録原票の記載事項に関する市町村長の証明書

保健所

書類審査

#### 現地調査

(チェック事項)

- ・業務用の機械として、洗濯機及び脱水機をそれぞれ1台備えていること。 (取次所は除く。)
- ・洗場については、床が不浸透性材料で築造され、これに適当なこう配と排水口 が設けられていること。
- ・クリーニング所と住居に使用する部分とは、隔壁により適切に区画すること。
- ・床面積は、33 m (取次所 9.9 m) 以上とすること。
- ・クリーニング所と他の営業とを併用する場合は、隔壁により適切に区分すること。ただし、公衆衛生上支障がない場合はこの限りではない。
- ・採光、照明及び換気を十分にすること。
- ・洗濯物の処理のために塩素系有機溶剤を使用する場合においては、排出水、廃 棄物等について適切な処理をすること。
- ・洗濯物を洗濯後と洗濯前のものと区分しておく設備が設けられていること。

立案・決裁 台帳に記載

クリーニング所検査確認証(様式®)の交付

#### 開設者

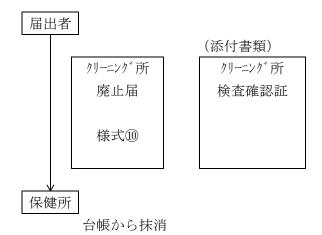
検査確認証は、クリーニング所内の見やすい場所に掲示すること。

#### (2)変更届 (クリーニング業法第5条)

届出者 クリーニンク゛所 変更事項 添付 書 類 クリーニング師の変更 免許証の写し 開設届出 事項変更届 クリーニング所の構造の変更 構造の概要図 法人経営の法人格又は代表 法人の登記事項証明書の写し 様式⑨ 取締役の変更 経営者の氏名変更 戸籍抄本 その他の開設届記載事項 不要 保健所

変更事項を台帳に記載

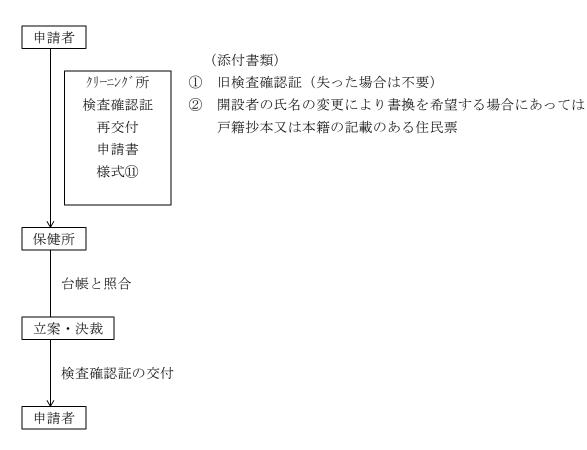
#### (3) 廃止届 (クリーニング業法第5条)



### (4) 検査確認証の再交付(クリーニング業法施行細則第5条第3項)

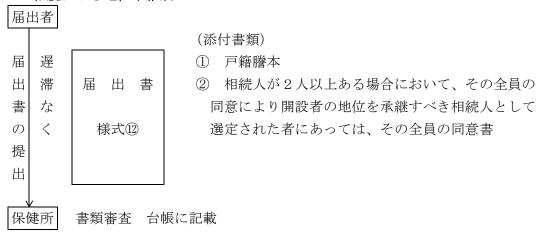
クリーニング所の開設者は、検査確認証を破り、汚し、又は失った場合再交付を申請することができる。

また、地位の承継者が検査確認証の記載事項の書換を希望する場合や、開設者の氏名(姓)等の変更により書換を希望する場合においても、再交付を申請することができる。

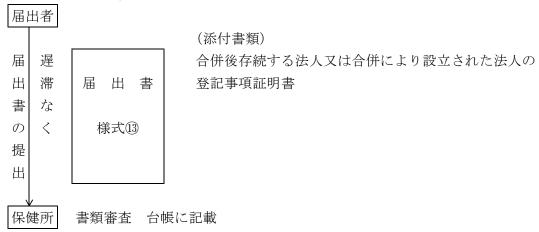


#### (5) 地位の承継(クリーニング業法第5条の3)

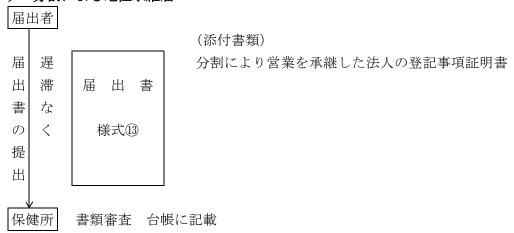
#### ア 相続による地位承継届



#### イ 合併による地位継承届



#### ウ 分割による地位承継届



### クリーニング師試験受験願書

徳 島 県収入証紙

本籍地都道府県名

住 所

氏 名

年 月 日生

クリーニング師試験を受けたいので、クリーニング業法施行規則第3条の 規定により、関係書類を添えてお願いします。

年 月 日

徳島県知事殿

氏 名

(ED)

備考 履歴書及び写真(出願前 6 月以内に脱帽して正面から撮影した縦 4.5 センチメートル横 3.5 センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。)を添付すること。

昭和平成

(満40歳)

記入例

	(1)49-10/1/20	
ふりがな	とくしましばんだい ちょう	電話
現住所	徳島市万代町1-1 / <b>イ</b> ツ県庁A-115	088-621-2265
<b>7770</b> −8	3570	
ふりがな	とくしましんくうちょう	電話
現住所(玛	駐所以外に連絡を希望する場合のみ記入) <b>徳島市寺/蔵迎丁3 - 8</b>	088-621-2264
<b>7770</b> −8	8570	方

年	月	学歴・職歴(各別にまとめて書く)
		(学 歴)
平成6	3	徳島市立第三中学校 卒業
		(職 歴)
平成6	4	衛生ケーニング店 勤務 現在に至る
		以上

- 記入注意 1. 鉛筆以外の青又は黒の筆記具で記入
  - 2. 数字はアラビア数字で、文字はくずさず正確に書く
  - 3. ※印のところは○でかこむ

様式第10号(第11条関係)

様式②

年 月 日

徳島県知事 殿

本籍地都道府県名

徳島県

住所

収入証紙

氏名

年 月 日生

## クリーニング師免許申請書

クリーニング師の免許を受けたいので、クリーニング業法施行規則第 4 条 の規定により、必要書類を添えて申請します。

#### 備考

- 1 戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し(クリーニング師試験の申 請時から氏名又は本籍に変更が有った者については、戸籍謄本又は戸籍抄本)及び業 務を行おうとする場所を記載した書類を添付する。
- 2 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第11号(第11条関係)

様式③

年 月 日

徳島県知事 殿

本籍地都道府県名

徳島県

住所

収入証紙

氏名

年 月 日生

## クリーニング師免許証再交付申請書

クリーニング業法施行規則第 6 条第 1 項の規定により、クリーニング師免許証の再交付を申請します。

登 録 年 月 日	
登 録 番 号	
再交付申請の理由	

様式④

年 月 日

徳島県知事 殿

本籍地都道府県名 徳島県 住所 収入証紙

氏名

年 月 日生

## クリーニング師免許証訂正申請書

次のとおり本籍(氏名)を変更しましたので、クリーニング業法施行規則第 8 条の規定により、クリーニング師免許証の訂正を申請します。

変	本籍	新		都道府県
更	∕ 丁• 乔日	田		都道府県
事	氏名	新		
項		旧		
変	更理由		変更年月日	

備考 クリーニング師免許証及び戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し (クリーニング師試験の申請時から氏名又は本籍に変更が有った者については、戸籍謄本又は戸籍抄本)を添付すること。

年 月 日

徳島県知事 殿

# クリーニング師免許証返納書

次のとおり、クリーニング業法施行規則第 6 条第 2 項(第 9 条, 第 10 条)の規定により、クリーニング師免許証を返納します。

クリ	本籍	都道府県
ニニン	住所	
グ 師	氏名	生年月日
返約	枘の理由	

## クリーニング所開設届

年 月 日

徳島県 総合県民局長 殿 東部保健福祉局長

住 所

届出者

氏 名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地 ) の所在地及び名称並びに代表者の氏名 )

次のとおりクリーニング所を開設したいので、クリーニング業法第5条第1項の規 定により届け出ます。

<u></u>	/ ДП• /	H 0 1 / 1	J												
			名				称								
カリ	ーニン	が託	所		在		地								
		7 171	開言	設 予	定	年 月	日				年		月		日
			構造	量及び	で設備	前の棋	死要								
			本				籍						1	邹道府	県
営	業	者	住				所								
	*	78	氏。	名 及	び	年 月	月					年	月	日	生
			又	は	3	名	称								
			本				籍						1	邹道府	県
管	理	人	住				所								
			氏名	3及7	び生	年月	月日					年	月	日	生
			本				籍			都	道府県			都這	鱼府県
			住				所								
クリ	ーニン	グ師	氏				名								
			生	年	,	月	日		年	月	日生	4	丰	月	日生
			登	録	ź	番	号			第	号			第	号
従		事		者		梦	数								人
ク リ	_	ニン	グ	所	$\mathcal{O}$	種	類	1	洗濯物	めの受!	ナ取り及	.び引	き渡し	のみを	と行う
(該	当 番	号を〇	) で	囲む	ے ،	と。	)	クリ	リーニン	/ グ所					
								2	法第3	3条第3	3項第5	号に非	規定す	る洗濯	星物を
								取り	)扱わな	よいク!	リーニン	グ所			

- 備考 1 営業者が法人であるときは「営業者」の「本籍」の欄は、記入を要しない。
  - 2 クリーニング所の平面図及び設備の配管図を添付する。
  - 3 営業者が他にクリーニング所を開設しているときは当該クリーニング所ごとにその名称,所 在地,従事者数及びクリーニング師の氏名を記載した書類を添付する。
  - 4 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)を自署する場合は、押印を省略することができる。

### 無店舗取次店営業届

年 月 日

徳島県 総合県民局長 殿 東部保健福祉局長

住 所

届出者

氏 名

法人にあっては、主たる事務所の所在地 の所在地及び名称並びに代表者の氏名

次のとおりクリーニング業法第5条第2項の営業を開始したいので、同項の規定により届け出ます。

1/	UJC	ねりりつ	)		~ )	***	1 7 不分	<b>7</b> 4 -	只くり四	未	(人)   州)   [	1 U/ LV	<b>Ψ</b> <i>Σ</i> (,	·····································	りが比に	ハーム・	//田() 圧	1490
					名			称										
無	店台	舗 取	次	店	営	業	区	域										
					営	業開始	予定年	月日				4	丰		,	月		日
					自重	加車登録	番号又	浦										
業	務	用	車	両	両	-3 1	番	号										
					保	管	場	所										
					構	造(	の概	要										
					本			籍										都道府県
					住			所										
営		業		者	氏	名 及	び生	年							年		月	日生
					月	日又	. は 名	称										
					電	話	番	号										
					本			籍					都道府	県				都道府県
					住			所										
ク!	リーニ	ング節	币		氏			名										
					生	年	月	月			年	月	日	生.		年	月	日生
					登	録	番	号				第		号			第	号
従		:	事			者		数										人
法第3条第3項第5号に規定する洗濯					1	l	有											
物の取扱いの有無						2		無										
(診	当番	号を〇	で囲	むこ	と。	)			_									

- 備考 1 営業者が法人であるときは、「営業者」の「本籍」の欄は、記入を要しない。
  - 2 業務用車両の構造の概要を示す図面を添付する。
  - 3 営業者が他に無店舗取次店を営んでいるときは、当該無店舗取次店ごとにその 名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号、従事者数並びに クリーニング師の氏名を記載した書類を添付する。
  - 4 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第4号(第5条関係)

様式⑦

年 月 日

徳島県 総合県民局長 殿 東部保健福祉局長

住所又は所在地

徳島県

収入証紙

氏名または名称及び 代表者の氏名

印

### クリーニング所構造設備検査申請書

次のとおりクリーニング業法5条の2の規定によるクリーニング所の構造 設備の検査を申請します。

名称及び		
所 在 地		
その他		
参考事項	年 月のとおり	日提出のクリーニング所開設届け記載

備考 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)を自署する場合は、押印を省略することができること。

様式®

徳島県指令〇〇 第

문

# クリーニング所検査確認証

名 称

クリーニング所

所 在 地

営業者

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の 所在地及び名称並びに代表者の氏名)

クリーニング所の構造設備がクリーニング業法第3条第2項及び第3項の規定に適合していることを確認します。

年 月 日

徳島県〇〇〇〇局長 印

### クリーニング所等届出事項変更届

年 月 日

総合県民局長 殿 徳島県 東部保健福祉局長

住 所

届出者

氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

次のとおりクリーニング業法第5条第1項(第2項)の規定により届け出 た事項に変更を生じますので、同条第3項の規定により届け出ます。

クリーニング所	名称	
グリーニング別	所 在 地	
	名称	
無店舗取次店	車両の保管場所	
	自動車登録番号又 は 車 両 番 号	
亦 東 東 巧	新	
変更事項	旧	
* F *		
変 更 年	月日	

備考 構造又は設備に変更を生じたときは、変更後のクリーニング所の平面図及び設備の 配置図又は業務用車両の構造の概要を示す図面を添付すること。

## クリーニング所等廃止届

年 月 日

総合県民局長 殿 徳島県 東部保健福祉局長

住 所

届出者

氏 名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地 の所在地及び名称並びに代表者の氏名

次のとおりクリーニング所(無店舗取次店)を廃止しましたので、クリーニ ング業法第5条第3項の規定により届け出ます。

	名称	
クリーニング所	所 在 地	
	開設年月日	
	名称	
	車両の保管場所	
無店舗取次店	自動車登録番号又 は車両番号	
	営業開始年月日	
廃 止 年	. 月 日	
廃 止	理由	

備考 クリーニング所の廃止の場合にあっては、クリーニング所検査確認証を添付する こと。

### クリーニング所検査確認証再交付申請書

年 月 日

徳島県 総合県民局長 殿 東部保健福祉局長

住 所

届出者

氏 名

| 法人にあっては、主たる事務所の所在地 の所在地及び名称並びに代表者の氏名

次のとおりクリーニング所検査確認証を破り(汚し,失い)ましたので, クリーニング業法施行細則第5条第3項の規定により,クリーニング所検査 確認証の再交付を申請します。

クリーニング所	名		称	
9 9 — — <i>2</i> 9 M	所	在	地	
クリーニング所検査	催認証の	)交付年	月日	
クリーニング所検	査確認	忍証の	番号	
破った(汚した、	、失っ	た)	理由	

備考 破り、又は汚した場合にあっては、当該クリーニング所検査確認証を添付すること。

様式(12)

# 相続による地位承継届

年 月 日

徳島県 総合県民局長 殿 東部保健福祉局長

住 所

届出者

氏 名 即

年 月 日生

被相続人との続柄

次のとおり相続により営業者の地位を承継しましたので、クリーニング業 法第5条の3第2項の規定により届け出ます。

クリーニング所	名称	
	所 在 地	
	名称	
無店舗取次店	車両の保管場所	
	自動車登録番号又 は 車 両 番 号	
被相続人	住所	
被相続人	氏 名	
相 続 開 始	の年月日	

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- 1 戸籍謄本
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継 すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書
- 3 届出者が他にクリーニング所又は無店舗取次店を営んでいるときは当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとにその名称,所在地又は業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号,従事者並びにクリーニング師の氏名を記載した書類

様式第4号の4 その2 (第5条の2関係)

様式(13)

### 合併(分割)による地位承継届

年 月 日

徳島県 総合県民局長 殿 東部保健福祉局長

主たる事務所の所在地

届出者 名 称

代表者の氏名

印

次のとおり相続により営業者の地位を承継しましたので、クリーニング業 法第5条の3第2項の規定により届け出ます。

クリーニング所	名称	
	所 在 地	
無店舗取次店	名称	
	車両の保管場所	
	自動車登録番号又 は 車 両 番 号	
合併により消滅 した法人 (分割前の法人)	主たる事務所の 所 在 地	
	名称	
	代表者の氏名	
合併(分割)開始の年月日		

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- 1 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により営業を継承した法人の登記簿の謄本
- 2 届出者が他にクリーニング所を開設し又は無店舗取次店を営んでいるときは当該 クリーニング所又は無店舗取次店ごとにその名称,所在地又は業務用車両の保管 場所及び自動車登録番号若しくは車両番号,従事者並びにクリーニング師の氏名 を記載した書類